

議案第 1 1 号

北名古屋市医療費支給条例の一部改正について

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、児童扶養手当法の一部改正により児童扶養手当の支給制限適用期間が改められたことに準じ、母子・父子家庭医療費の所得判定月を見直すことに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市医療費支給条例（平成１８年北名古屋市条例第１１６号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第１号中「７月」を「１０月」に改める。

附 則

この条例は、平成３１年８月１日から施行する。